貸金業法改正20周年記念集会

～なぜ破産者は増加しているのか～

2026 年 12 月 13 日（日）13:00～16:30（受付 12:30 より）

ところ：大宮ソニックシティ　９階　９０６（会議室）

（埼玉県さいたま市、大宮駅徒歩すぐ。地図裏面参照）

※　オンライン配信は予定しておりません。

第１部　**貸金業法改正の趣旨と意義**

元日本弁護士連合会会長　弁護士宇都宮健児

第２部　**貸金業法の現状と課題～今何が問題か～**

聖学院大学特任教授　木村裕二　　弁護士三上理　　弁護士織田恭央

第３部　**検証・多重債務問題改善プログラム～教育の観点から～**

消費者教育 NPO 法人お金の学校くまもと　代表　徳村美佳

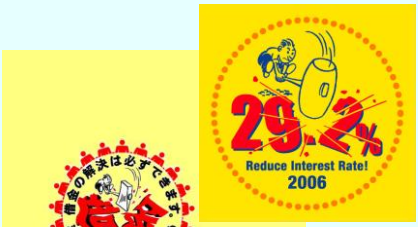
第４部　**今求められる多重債務問題への立ち向かい方**

全国クレサラ・生活再建問題対策協議会代表幹事　弁護士　新里宏二

２００６年１２月１３日の改正貸金業法成立から早２０年。銀行のカードローンによる過剰融資の問題、２０年前には想像できなかったネット社会の弊害が原因か、ここ数年多重債務者の増加傾向、破産件数の増加傾向等、多重債務者の根絶は程遠くなってきています。また学校教育はなされているのか等２０年の成果と課題を振り返り、再び多重債務被害の根絶に向けて、これからの運動を考えます。

【参加費・資料代】弁護士・司法書士その他の専門職、
研究者、消費生活相談員ほか支援者の方：1,500 円

一般　　：無料



主催　**全国ヤミ金融・悪質金融対策会議**

共催　全国クレサラ・生活再建問題対策協議会／全国クレサラ・生活再建問題被害者連絡協議会
後援　労働者福祉中央協議会／日本司法書士会連合会／全国青年司法書士協議会／
埼玉司法書士会/埼玉青年司法書士協議会／日本弁護士連合会（以上 11/6 現在確定のもの）

申込連絡先は裏面をご覧ください。

【会場案内】大宮ソニックシティ　９階　９０６（会議室）

住所：埼玉県さいたま市大宮区桜木町 1-7-5　●ＪＲ大宮駅西口より徒歩３～５分



●お問い合わせ・連絡先

〒363－0023
埼玉県桶川市朝日2－12－23　朝日総合法務事務所　司法書士　井口 鈴子
電話　048-775-5892　FAX 048-772-0076　E-mail:suzuko-i@nifty.com

全国ヤミ金融・悪質金融対策会議　井口宛(FAX:048－772－0076　または suzuko-i@nifty.com)

貸金業法改正20周年記念集会

参　加　申　込　書

所　属		懇親会を開催します。 所属に応じ、会費3000円～6000円程度を想定しています。人数把握の為、ご予定をお教えください。 懇親会に 参加する　・　参加しない ○で囲んで下さい。
氏　名		
住　所	〒	
ＴＥＬ		
ＦＡＸ		

お手数ですが、11月30日までに返送願います。(上記の内容をメールにご記載いただくか、FAX にてお送りください)。当日申込みも可能ですが、人数把握及び資料準備のため、できるだけ事前にお申込み下さい。

特に懇親会参加予定の方は、会場確保の都合上、必ず事前に申し込みを頂きますよう、お願い申し上げます。